

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と社団法人広島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、広島県地域防災計画に基づく円滑な災害応急対策の一環として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、会員業者とともに、被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について協力するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、会員業者に対し、被災者の内、自らの資力で民間賃貸住宅へ入居を希望する者への媒介を無報酬で行うよう協力を求める。

4 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 広島県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては広島県都市局住宅課、乙においては社団法人広島県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、
その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成22年12月24日から施行する。

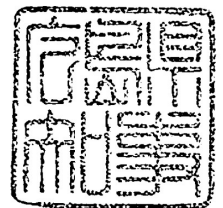
この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、
各自その1通を保持する。

平成22年12月24日

(甲) 広島県

知事

湯崎 英彦



(乙) 社団法人広島県宅地建物取引業協会

会長

見勢 本

